第2章
07 障害者の就労についての相談

事例 07

25歳の娘は精神障害があり、しばしば不安や自分自身を否定する強い気持ちを押さえられず、自傷行為に及んだり、窃盗を行い逮捕されたことがある。今は通院しながら自宅で療養しているが、将来働くことを視野に何か支援を受けられないか。

相談者：両親

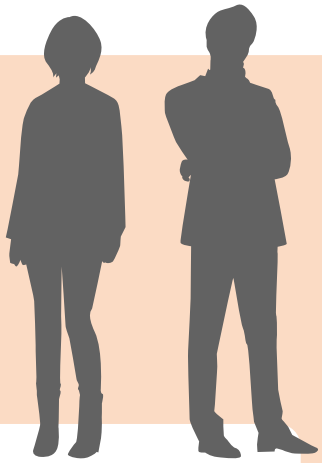

相談内容

精神障害がある娘が就職するにはどうしたらいいですか？

A 区市町村障害者基幹相談支援センター

障害のある人やその家族の最初の相談窓口

- 障害者福祉サービスについて幅広く助言をしてくれる同センターを紹介。
- 両親と訪問し、支援員に相談したところ、Ⓑ **就労移行支援事業所**か、日常生活に関わる支援もしてもらえるⒸ **障害者就業・生活支援センター**に行くことを提案され、それぞれに後日改めて相談に行くことに。

参考

※障害者基幹相談支援センターが未設置の区市町村においては、相談支援指定事業所をご利用ください。お住まいの区市町村のいずれの事業所でも相談可能です。
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/fukushi_shisetsu/shs_list/index.html
「第４　障害者総合支援法等　相談支援指定事業所一覧」から、最新の日付のリンクをご確認ください。

D 東京ジョブコーチ

就労後の定着支援やフォローを実施する制度

- 就職の決定を受けて、職場で円滑に働き続けられるよう、コミュニケーション支援や通勤支援を受けることになった。
- 担当のコーチがつき、職場にも訪問しサポートしてくれ、本人も安心しているとのこと。

支援のポイント

☑ 障害のある人の専門的な支援、就労支援

B 就労移行支援事業所

就労を希望する65歳未満の障害のある人に、就労に必要な訓練や、就労に関する相談・支援を行う機関

- 見学や体験を経て職業訓練に通うようになり、日中、外で活動をすることで生活にメリハリがつき、仕事について前向きに考えられるようになった様子。
- キャリアカウンセリングや応募書類作成講座などを受けながら就職活動を始めたとのこと。

C 障害者就業・生活支援センター

障害のある人の就業及びそれに伴う生活を支援する機関

- 会社訪問や本人との面談、雇用後の定着支援も行ってくれるとのことで、本人の自立に向けて安心して相談できる先が見つかったと安堵していた。
- 本人も同行し、精神障害のある人も安心して働いている事業所の例などを聞き、就職活動を開始した。
- また、医療機関と連携しながら、日々の生活の困りごとについても相談にのってもらっているとのこと。

本人がいきいきと働ける職場への就労

働き始めた後の不安があり定着支援を受けたい

E 参考 ハローワーク

障害者専門の相談員が職業紹介や職場適応指導などをしてくれます。

活用できる機関・団体や制度

Ⓐ 区市町村障害者基幹相談支援センター

概要	障害のある方やそのご家族の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関です。障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行います。
対象	障害のある方やそのご家族
主な支援内容	・障害のある方に対する総合的・専門的な相談支援 ・地域移行・地域定着への取組 ・地域の相談支援体制の強化と取組 ・障害のある方の虐待防止・権利擁護
連絡先等	区市町村の障害者基幹相談支援センターへご連絡ください（P.94参照）。 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/jiritsushienkyougikai/dai7ki/4doukousyu/index.files/04_kikansoudansettijoukyou.pdf （「各区市町村障害者基幹相談支援センター」で検索）

Ⓑ 就労移行支援事業所　事例6（P.50）参照

Ⓒ 障害者就業・生活支援センター

概要	都内には6センターが設置され、ハローワークをはじめ、行政機関、就労移行支援事業所等の福祉施設、区市町村障害者就労支援センター、障害者職業センター、医療機関、特別支援学校等の関係機関と連携しながら、障害のある方の就労支援と企業への雇用支援を行っています。
対象	就労を希望される障害のある方、障害のある方を雇用する企業の方 ※障害種別を問わず、センター近辺にお住まいの方、お仕事をされている方（希望される方）であれば、どこの区市町村にお住まいの方でも登録や相談は可能です。
主な支援内容	・就労を希望される障害のある方の支援 ・日常生活に関わる支援 ・企業への雇用管理に関する支援
URL	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/syuroshien_center.html （「就労支援センター　福祉局」で検索）

Ⓓ 東京ジョブコーチ

概要	障害のある方が職場に定着するためのさまざまな支援を行います。
対象	都内在住または在勤で各種障害者手帳をお持ちの方、公的な判定をお持ちの方、医師の診断書をお持ちの方で、下記の①②のいずれかに該当する方 ①就業中または就職が決定している方 ②就労に結びつく可能性のある職場実習等を行う方
主な支援内容	個々のニーズに応じて以下の支援を行います。 ・支援対象者の業務内容の検討・組み立て ・作業習得支援 ・コミュニケーション支援 ・通勤支援 ・障害のある方を雇用する企業の従業員への理解促進・職場の環境調整 ・支援対象者の家族及び企業等への相談支援 ・職場に適応・定着するために必要な体制づくり

連絡先等	〒151-0053　渋谷区代々木1-11-2　代々木コミュニティビル3階 東京ジョブコーチ支援センター ☎03-3378-7057 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く)　9:00～17:00 ※来所相談は、事前予約制です。
URL	https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/yourself_supporter/job_coach/index.html (「東京ジョブコーチ」で検索)

Ⓔ ハローワーク　事例2(P.30)参照

概要	障害のある方の職業相談や職業紹介、職場に定着するためのさまざまな支援を行います。
対象	・障害者手帳をお持ちの方 ・公的な判定をお持ちの方 ・医師の診断書をお持ちの方

PICK UP

保護観察官と担当保護司が関係機関と連携して行った保護観察について、担当保護司に伺いました。

IQ70の軽度知的障害のあるAさんは、中学生の頃に愛の手帳(P.49参照)を取得し、高校からは特別支援学校に通っていました。

特別支援学校を卒業後、Aさんは友だちと一緒に知り合いの車を無免許運転で乗り回し、事故を起こしました。無免許運転をした理由は、「本当は嫌だったけど、断れなかった。」。この、「本当は嫌だった」という言葉を、私はAさんの保護観察中に何度も聞くこととなります。

特別支援学校は、卒業後も3年間はフォローアップをしてくれるので、Aさんの保護観察は担当の先生とも情報共有しながら進めました。

まずは、能力を知るため、本人とも相談して東京障害者職業センター(注1)で職業能力判定を受け、障害者雇用も視野に入れながら就職先を探すことになりました。障害者職業センターでの就労指導を受けた後、ハローワークにつなげてもらうという方針です。

Aさんは最初の頃こそきちんと指導を受けていましたが、段々と遅刻するようになり、周囲から「一般就労は難しいのではないか」という意見も出ました。

このため、障害者就労支援センター(P.49参照)で訓練を受けることとしましたが、家庭の事情もあって途中で中断し、派遣の仕事を始めました。ところが、仕事で得たお金を家族のために使いたいという人生設計とは裏腹に、自分が欲しいものを買い、お金が無くなったらまた仕事をする…という状況が続きました。

その後も転職先で行方をくらまして解雇になるなど、不安定な状況が続きましたが、「本当は嫌だった」と言うばかりでした。このため、保護観察官と相談して処遇を仕切り直し、ハローワークで障害者雇用での就職を目指すこととし、私が同行してサポートしました。

月日は流れ、保護観察期間(注2)と学校のフォローアップとが同時期に終了することとなりました。協力雇用主のもとでの就職が決まっていましたが、継続的な福祉的支援が必要と思われたので、本人と関係者とで障害者就労支援センターに集まって、その後の支援について話し合いました。

面接等では「働きたい」と前向きな気持ちを見せる一方で、得たお金をすぐに使いきってしまうなど、目の前の状況に流されるAさん。本人が自身の障害について受け止め、理解した上で、自分自身に合った支援や仕事を見つけていくことの難しさと大切さを改めて感じたケースでした。

(注1)　障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場定着、職場復帰を目指す障害のある方等に支援・サービスを提供します。

(注2)　Aさんの場合、保護観察開始時点で18歳を超えていましたので、保護観察開始から2年間の保護観察期間となりました(P.18参照)。